

日中一時支援事業ガイドライン



古 河 市

目 次

1	日中一時支援事業の目的	1
2	日中一時支援事業のサービス内容	1
3	日中一時支援事業の対象者	1
4	日中一時支援事業の利用の流れ	1
5	利用者の負担	2
6	サービス提供事業者について	2
7	他のサービスとの併給について	3
8	日中一時支援事業に関するQ & A	3
9	日中一時支援事業所一覧	7

■日中一時支援事業の目的

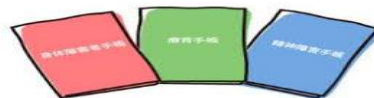
日中一時支援事業は、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に行う事業です。

■日中一時支援事業のサービス内容

障がいのある人等の余暇支援活動や社会適応のための日常的専門的訓練、入浴支援、自宅等から事業実施場所までの送迎等を行います。

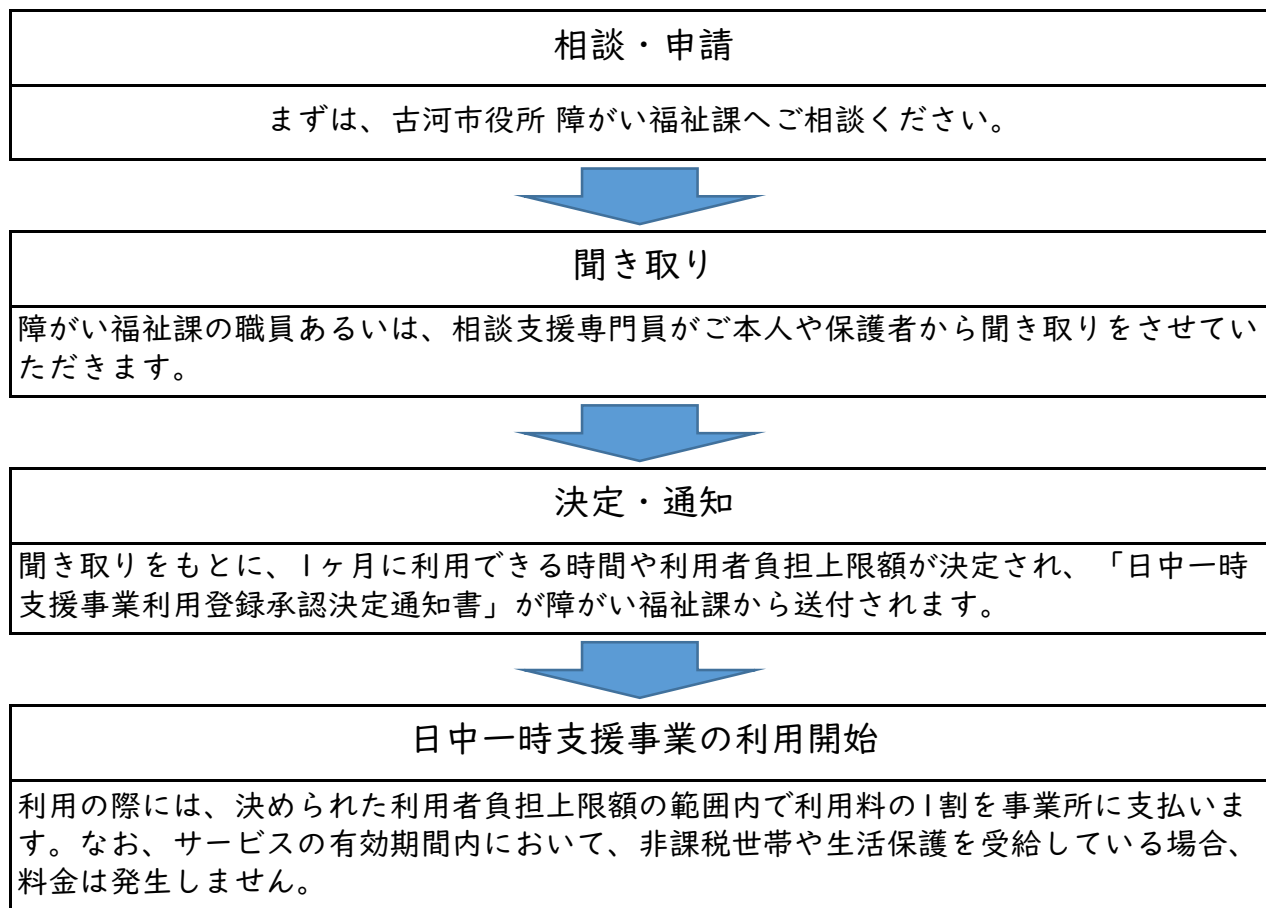
■日中一時支援事業の対象者

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人または、このことに準ずる人
- ④発達障害があると診断を受けている人または、このことに準ずる人



■日中一時支援事業の利用の流れ

日中一時支援事業を利用するためには、事前に手続きが必要となります。なお、すでに別のサービスを利用されている場合であっても、日中一時支援事業を利用する場合は、以下の手続きが必要となります。



■利用者の負担

日中一時支援事業基本単価

利用者の区分	利用時間の区分	日額単価
障がい者	8時間以上	4,950 円
	4時間以上8時間未満	3,300 円
	4時間未満	1,650 円
障がい児	8時間以上	4,620 円
	4時間以上8時間未満	3,080 円
	4時間未満	1,540 円
遷延性意識障がい等	8時間以上	10,500 円
	4時間以上8時間未満	7,000 円
	4時間未満	3,500 円
重症心身障がい者(児)	8時間以上	18,900 円
	4時間以上8時間未満	12,600 円
	4時間未満	6,300 円

加算単価

区 分		日額単価
入浴加算単価		400 円
送迎加算単価	片道	350 円
	往復	700 円
※加算単価の自己負担は発生しません。市が全額負担します。		

■自己負担上限額

所得区分 者・児	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般（市町村民税課税世帯）	
		低所得1	低所得2		
①障がい者	0円	0円	0円	所得割額16万円未満 9,300円	所得割額16万円以上 37,200円
②障がい児	0円	0円	0円	所得割額28万円未満 4,600円	所得割額28万円以上 37,200円

※① 障がい者の世帯の範囲は、障がい者本人とその配偶者となります。

※② 障がい児の世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳の世帯となります。

※1ヶ月の利用料(実費分等を除く)が自己負担上限額を超えた場合は、その分を助成します。なお、自己負担上限額を超えた場合は、障がい福祉課より書面にてお知らせいたします。

■サービス提供事業者について

サービスを提供する事業所は、古河市に登録をする必要があります。日中一時支援事業のサービス申請をする際に、あらかじめ利用する事業所を障がい福祉課に確認してください。

■他のサービスとの併給について

日中一時支援事業は、障がいのある人等に対して、日中における活動の場を確保すること、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的としておりますので、日中活動系サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労継続支援B型、放課後等デイサービス等）とみなされます。

日中活動系サービスの報酬は、1日単位で算定されるため、同一日に複数の日中活動系サービスを利用することはできません。したがって、日中活動系サービスと日中一時支援事業の同一日の利用については原則として認められません。ただし、見守りが必要な障がいのある人等であって、介護者の状況や他の社会資源の活用を検討してもなお日中活動系サービスの延長として日中一時支援事業の利用が必要であることがサービス等利用計画案において明確である場合は、例外的に併給を認める場合があります。

なお、保護者等が迎えに来るまでの着替えや身支度等にかかる短時間の利用については、本来の利用の仕方とは異なるものと考えます。このことから、同一日に他のサービスと日中一時支援事業を利用する場合で、日中一時支援事業の1回の利用時間が30分未満のとき、市負担の利用料の支払いについては認められません。

■日中一時支援事業に関するQ & A

Q1	グループホーム等に入居している場合、日中一時支援事業を利用することはできますか？
A1	日中一時支援事業は、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。グループホーム等では、障がいのある人等の介護を常時行っていたり、家族の休息を既に担っていることから、原則、日中一時支援事業の利用はできません。ただし、入居中において、やむを得ず、日中一時支援事業を利用したい場合は、障がい福祉課に相談してください。
Q2	日中活動系サービスの延長として、日中一時支援事業を利用することはできますか？
A2	日中活動系サービスの利用が終了した後も保護者の就労等により見守りが必要となる場合は利用できます。
Q3	児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童通所支援サービス利用の前後に日中一時支援事業を利用することはできますか？
A3	令和6年度報酬改定による延長支援加算の拡充に伴い、児童通所支援サービス利用日と同日に日中一時支援の利用することは認めておりません。児童通所支援サービスを利用しない日については、決定時間の範囲内で利用できます。
Q4	短時間の利用について、どのように請求できますか？
A4	サービス利用前後に日中一時支援を利用する場合、どちらかの利用時間が30分以上であれば利用時間を合算して、時間に応じた金額を請求できます。どちらも30分未満の場合は短時間の利用とみなすため請求できません。 例①：サービス前30分、サービス後15分 → 合計45分で請求可能 例②：サービス前20分、サービス後20分 → どちらも30分未満のため請求不可

Q5	日中一時支援事業のサービスを受けることについて、年齢制限はありますか？
A5	年齢制限はありません。ただし、介護保険対象者については、介護保険のサービスが優先となりますのでご注意ください。

Q6	日中一時支援事業の利用時間中に移動支援事業を利用することはできますか？
A6	日中一時支援事業の利用時間中に移動支援事業を利用することはできません。日中一時支援事業で行う送迎サービスの利用が優先となります。

Q7	日中一時支援事業について、宿泊を伴う利用はできますか？
A7	事業の目的として、「日中における活動の場の提供」であることから、宿泊を伴う利用はできません。

Q8	日中一時支援事業として、外出（散歩や体操等）してもよいのでしょうか？
A8	日中一時支援事業は、当該事業を実施する支援室を有する事業所を設置し、その中で事業実施規則に規定される事業を実施することになります。外出することは可能ですが、安全面に配慮されたものでなくてはなりません。

Q9	他市町村在住の対象者にサービスを提供する場合、どのような手続きが必要でしょうか？
A9	日中一時支援事業については、市町村事業になりますので、他市町村在住の対象者にサービスを提供する場合、その市町村の事業者指定が必要になります。事業者の指定を受ける際の基準等については、市町村によって異なりますので、その市町村に直接お問い合わせください。

Q10	当初の事業者指定を受けた内容と異なる場合には、手続きが必要となりますか？
A10	事業者及び事業所の名称、所在地、連絡先、代表者及び管理者・従業者、事業所の営業日、営業時間、サービス利用者の定員等が変更になった場合には事業者の変更手続きが必要になります。その際には、事前に障がい福祉課までご連絡ください。

Q11	日中一時支援事業の対象者のうち、「発達障害に準ずる」とは、具体的にどう判断すればよいのでしょうか？
A11	障害福祉サービスの支給決定を受けている人は、「発達障害に準ずる」とします。

Q12	日中一時支援事業所内において、パン教室等の事業を実施し、原材料費がかかった場合は、どのように取り扱えばよいのでしょうか？
A12	サービスを提供した際の給付費の1割以外に、活動で要した原材料費等の実費相当分についてもサービス利用者等から徴収することは可能です。ただし、実費相当分を徴収する際は、そのサービス利用者等に文書等で説明を行うとともに、その費用を徴収した際には、領収書を発行してください。

■古河市に登録のある日中一時支援事業所一覧（令和6年8月1日現在）

	事業所名	事業所住所	電話番号
1	慈光青年寮	坂東市生子1617	0280-88-1178
2	まくらがの里 どんぐり	古河市上大野1943-11	0280-97-1123
3	特定非営利活動法人 メダカの会	境町409番地	0280-87-1380
4	あじさい学園	古河市鴻巣1179	0280-48-0431
5	あじさい学園寮	八千代町平塚4799-1	0296-48-3880
6	あじさい学園八千代	八千代町平塚4753	0296-48-3882
7	障がい福祉センター みらい	古河市高野1442番地3	0280-23-3955
8	多機能型事業所 セルプ花	野木町若林443-7	0280-54-1387
9	多機能型事業所 フロンティアおやま	小山市井出290	0285-25-1110
10	多機能型事業所 いちばん星	古河市下大野736-8	0280-91-0150
11	多機能型事業所 たんぼぼ	古河市下大野2165-2	0280-92-1288
12	多機能型事業所 おおぞら	古河市新久田284	0280-48-7688
13	上の原学園	桜川市上野原地新田159-1	0296-75-2509
14	上の原学園成人寮	桜川市上野原地新田159-1	0296-75-2509
15	青嵐荘路のとう舎	古河市尾崎5708	0280-76-7733
16	青嵐荘療護園	古河市上大野735-1	0280-98-2781
17	青嵐荘つくし園	古河市尾崎323	0280-77-3838
18	障害者支援施設 はーとふる・ビレッジ	石岡市三村字長峰2595番地1	0299-36-1313
19	多機能型事業所CSWおとめ	小山市大字乙女625-2	0285-39-6088
20	放課後等デイサービス すこやか学園	下妻市鎌庭1335-1	0296-44-8848
21	多機能型重症児デイサービスtitta	古河市小堤1881-13	0280-23-4490
22	サポートセンター ゆうき	結城市結城7201-1	0296-45-8168
23	特定非営利活動法人 きなり	筑西市幸町2-1274-218	0296-47-3370
24	日中一時支援事業 スマイル	足利市利保町49-4	0284-43-0414
25	県立あすなろの郷	水戸市杉崎町1460番地	029-259-0024
26	オーロラ	坂東市沓掛1805-1	0297-44-0722
27	ピアしらとり	筑西市小塙861番地	0296-25-0833
28	SHIBAまごころデイサービス・シニアクラブ	八千代町高崎955-1	0296-45-7177
29	多機能型事業所 つるたみ	小山市東黒田196-44	0285-41-0377
30	多機能型事業所ていーだ	境町2187-10メゾン・ド・境105	0280-33-3688
31	デイサービス 藍藍	下妻市長塚11-1	0296-30-5008
32	放課後等デイサービス 遊学館 境教室	境町長井戸1642-1	0280-33-3370
33	放課後等デイサービス さんさん	境町1520-2	0296-30-5008
34	医療法人 桂樹会 陽（ひなた）	古河市西牛谷777-3	0280-23-2024
35	こどもサークル境	境町上小橋175-1	0280-81-2000

■古河市に登録のある日中一時支援事業所一覧（令和６年７月１日現在）

	事業所名	事業所住所	電話番号
36	あすなろ園	結城市大字上山川202	0296-35-1330
37	多機能型事業所いーまある	野木町野渡2799-4	0280-33-8001



古河市役所 障がい福祉課

〒306-0221

古河市駒羽根1501番地

電話 0280-92-4919

FAX 0280-92-5594